

## パートナーシップ宣誓制度の取組に関する協定書

尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市及び猪名川町（以下「締結自治体」という。）は、パートナーシップ宣誓制度の取組について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、締結自治体のいずれかのパートナーシップ宣誓制度を利用している者（以下「利用者」という。）に対して、安心していきいきと生活し、個性を発揮できるよう支援することを目的とする。

### （内容）

第2条 締結自治体は、パートナーシップ宣誓制度の運用等について共同して様々な取組を進めるものとする。

2 締結自治体は、他の締結自治体から転入してきた利用者については、既に他の締結自治体で受領証等が交付されている事実を踏まえ、再度の宣誓手続の負担軽減を図るため、締結自治体がそれぞれ定めるところにより、簡易な手続で受領証等を交付するものとする。

3 締結自治体は、前項の規定により受領証等を交付したときは、利用者の同意に基づき、その旨を利用者の転入元の締結自治体へ通知するものとする。

### （協定の解消）

第3条 締結自治体は、解消予定日の1月前までに書面により相手方に通知することにより、この協定を解消できるものとする。

### （個人情報の取扱い）

第4条 締結自治体は、この協定に基づき共有する利用者の個人情報について、各締結自治体の個人情報保護条例に基づき適切に取り扱うものとする。

### （連絡会）

第5条 本協定による共同の取組や利用者への支援を円滑に推進するため、協議の必要があると認めるときは、連絡会を開催することができる。

2 前項の連絡会の開催は、締結自治体間の協議によるものとする。

### （疑義）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、締結自治体が協議して定めるものとする。

(効力発生日)

第7条 この協定は、令和3年4月6日からその効力が生じる。

この協定の締結を証するため、本書8通を作成し、各自1通を保有する。

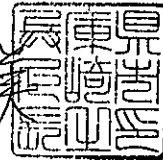
令和3年4月6日

尼崎市東七松町1丁目23番1号

尼崎市

尼崎市長

稲村 和義



西宮市六湛寺町10番3号

西宮市

西宮市長

石井 登志郎

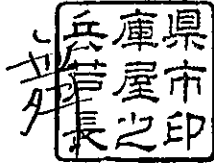


芦屋市精道町7番6号

芦屋市

芦屋市長

伊藤 雅

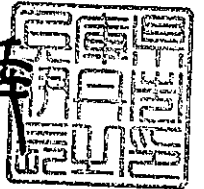


伊丹市千僧1丁目1番地

伊丹市

伊丹市長

藤原 保幸

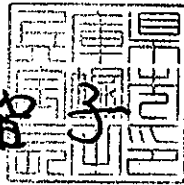


宝塚市東洋町1番1号

宝塚市

宝塚市長

中川 智子

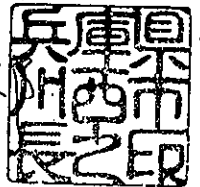


川西市中央町12番1号

川西市

川西市長

越田 謙治

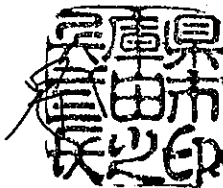


三田市三輪2丁目1番1号

三田市

三田市長

森 哲

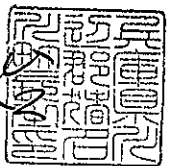


川辺郡猪名川町上野字北畑11-1

猪名川町

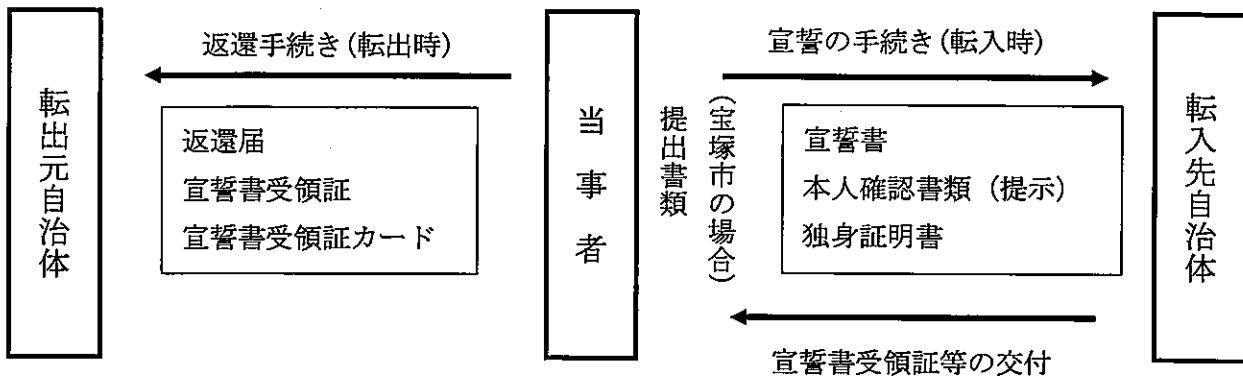
猪名川町長

福田 長治

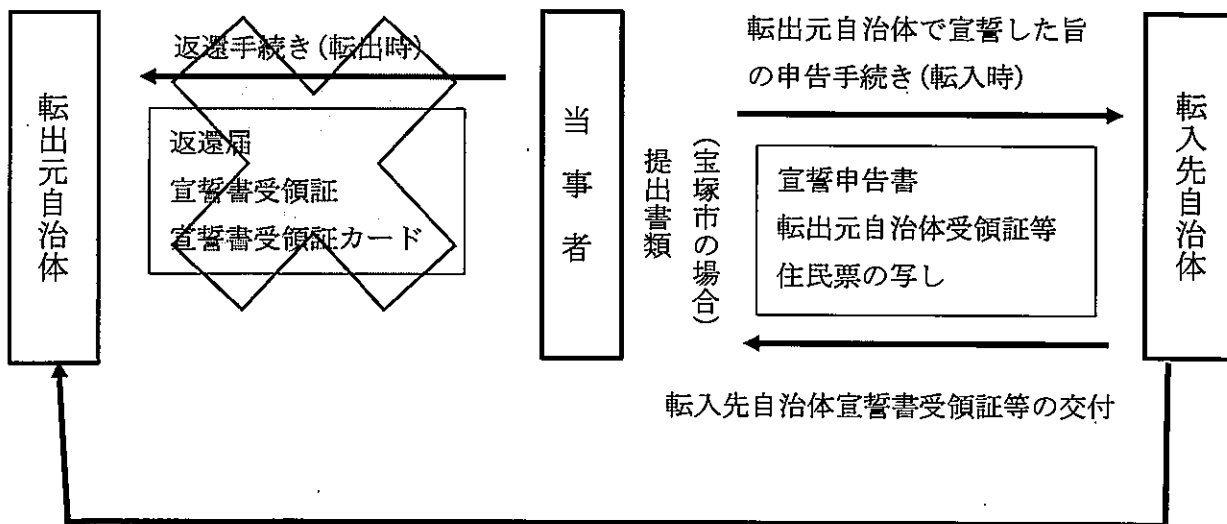


## 手続きイメージ図

### ○協定書締結前（協定書締結自治体以外での転出入の場合）



### ○協定書締結後（協定書締結自治体間での転出入の場合）



宣誓書受領証等の交付の通知  
 転出元自治体受領書等の返還

\* 各自治体によって添付書類には違いがあります。